

令和2年度消防設備士講習会で担当講師が講演した重要ポイント

共通

1 消防用設備等に改正法令が適用される防火対象物について

- (1) 当該防火対象物の変更後の用途が特定防火対象物となる場合は、その時点で変更後の用途に対応した現行法令が適用となる。
- (2) 防火対象物が改正法令の規定の施行又は適用の後に、床面積の合計が 1,000 平方メートル以上又は、当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上に及ぶ増築、改築又は主要構造部である壁について、過半にわたる大規模な修繕、模様替えの工事が行われたものはその時点で現行法令が適用となる。
- (3) 当該防火対象物に設置されている消防用設備等が改正後の法令に適合するに至った場合、この場合は従前自主設置であったものが法令改正により当該設置基準には適合したのであるから、以後は維持の義務が生ずることとなる。

2 消防用設備等の着工届、設置届及び検査に関することについて

- (1) 設置検査の対象となる消防用設備等又は特殊消防用設備等は、簡易消火用具及び非常警報器具を除くすべてのものである。
- (2) (2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)及び(6)項ロに掲げる防火対象物は、設置検査の対象となる消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置したときに検査を受けなければならない防火対象物である。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、工事が完了した日から4日以内に消防長又は消防署長に届け出なければならない。

3 消防設備士について

- (1) 消防設備士は、都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を、免状の交付を受けた日以後の最初の4月1日から2年以内に受け、この講習を受けた日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに受けなければならない。
- (2) 消防設備士は、その業務を誠実に行い、工事整備対象設備等の質の向上に努める義務があり、これに違反した場合は消防設備士免状の返納命令の対象となる。
- (3) 消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならないことが義務づけられている。